

社会福祉法人緑の風福祉会

職員倫理綱領

前文

私たちは、障がいのある利用者の基本的人権を尊重し、利用者の願いや想いに基づいた支援の提供を行うため、私たちのとるべき行動や考え方の基準として、「職員倫理綱領」を次のように定め、常に利用者の人権擁護や虐待防止に努め、これを遵守します。

(個人の尊厳)

第1条 私たちは、利用者一人ひとりを大切にし、個人を尊重します。

(人権の尊重)

第2条 私たちは、利用者の人権を尊重し、人権侵害や虐待、差別は決して行わず、これらを黙認しません。

(安心して安全な暮らしの保障)

第3条 私たちは、利用者のプライバシーや個人情報の保護に努め、安心して安全な暮らしを提供します。

(自己選択・自己決定権の保障)

第4条 私たちは、利用者が自らの意思で選択・決定する権利を行使できるよう支援します。

(利用者主体の支援の提供)

第5条 私たちは、常に利用者を主体とした支援の提供を行い、利用者の願いや想い、要望や苦情を真摯に受け止め、誠意をもって対応します。

(社会参加の促進)

第6条 私たちは、地域住民や関係機関(団体)との連携をはかり、利用者が働くことや、市民の一員として生活することを通して、社会参加できるよう努めます。

(専門性の向上)

第7条 私たちは、専門性や先駆性を発揮できるよう自己研鑽に努めます。

(施行期日)

1. この職員倫理綱領は、令和4年12月13日から施行する。